

平成26年白浜町議会第3回臨時会 会議録(第1号)

1. 開 会 平成26年7月3日 白浜町議会第3回臨時会を白浜町役場
議場において14時00分開会した。

1. 開 議 平成26年7月3日14時02分

1. 閉 議 平成26年7月3日15時10分

1. 閉 会 平成26年7月3日15時10分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
			6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

不応招議員 1名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

5番 堀 匠

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
			6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 1名

5番 堀 匠

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務 主 査 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	瀬 見	幸 男	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総 務 課 長	田 井	郁 也	税 務 課 長	高 田	義 広
民 生 課 長	中 村	貴 子	住 民 保 健 課 長	三 栖	健 次
生 活 環 境 課 長	坂 本	規 生	観 光 課 長	古 守	繁 行
建 設 課 長	笠 中	康 弘	上 下 水 道 課 長	堀 本	栄 一
国体推進課長	廣 畑	康 雄	消 防 長	古 川	泰 造
教育委員会			日置川事務所		
教 育 次 長	寺 脇	孝 男	地籍調査室長	中 本	敏 也
総務課副課長	榎 本	崇 広			

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第55号 物品購入契約の締結について

日程第4 議案第56号 白浜町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第5 発委第8号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員
会・議会広報特別委員会）

日程第6 発委第9号 閉会中の継続審査申出書（観光建設農林常任委員会）

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第6

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまから、白浜町議会平成26年第3回臨時会を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は13名であります。5番 堀議員から欠席の届出がございます。

本臨時会の会議予定につきましては、去る6月30日の議会運営委員会でご協議いただきました。その結果をご報告し、ご了承いただきたいと思っております。

会期につきましては本日1日を予定しております。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求をお手元に配付しております。

臨時会閉会後に全員協議会、議員懇談会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

9 番 西 尾 智 朗 10 番 廣 畑 敏 雄

(2) 日程第2 会期の決定について

○議長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

(3) 日程第3 議案第55号 物品購入契約の締結について

日程第4 議案第56号 白浜町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第3 議案第55号 物品購入契約の締結について、日程第4 議案第56号 白浜町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

町長から挨拶並びに提案理由の説明を求められていますので、これを許可します。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

本日、平成26年白浜町議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議員の皆様には、町政発展のために日夜ご尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

上程いたしました議案の提案理由の説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今般の白浜はまゆう病院の給食業務委託業者の選考過程における不祥事は、メディアを通じ町内外に大きく報道され、町民の皆様が多く疑問や不信感を抱かれました。

公平、公正が求められる公益財団法人としての信頼・信用が大きく損なわれましたことは、誠に残念でなりません。

この不祥事につきましては、公平性、透明性、専門性の観点から各分野の委員で組織する「公益財団法人白浜医療福祉財団白浜はまゆう病院給食委託業者選考過程における不祥事に関する調査委員会」を設置し、事実調査と原因究明に取り組んできたところであり、委員会では延べ15回の会議が開催され、去る6月6日に取り纏められた報告書を提出頂いたところでございます。

報告では、今回病院の実施したプロポーザル方式による給食委託業者選考過程において、多くの問題が明らかとなり、全体として公平・公正かつ適切であったとは言い難いものであったと判断せざるを得ないと結論されており、また、今回生起した問題とその原因・責任が主として病院側に帰するものであったとしても、今回実施のプロポーザルは公平・公正かつ適切ではなかった以上、できるだけ速やかに給食委託業者の選考をやり直すべきであると報告されてございます。

この報告を真摯に受け止め、給食委託業者と契約の解消に向けた話し合いを、誠意をもって進めて参る所存でございます。

報告を受け、今般の不祥事に関係した職員と上司の管理、監督責任を問い、去る6月13日付けで、7名の処分を行ったところでございます。

はまゆう病院の信用が大きく損なわれたことは、痛恨の極みであり、議員各位をはじめ町民の皆様にも深くお詫び申し上げる次第でございます。

はまゆう病院は、町が大きく出資する公益財団であり、町長として私が代表の財団理事長を任務していることは、町内外を問わず周知の事実であり、町とはまゆう病院は表裏一体と申し上げても過言でないほど、密接な関係がございます。

理事長としての責めは申し上げるまでもございませんが、今般の不祥事におきましては、町の信用を大きく損なうものであり、町長として、責任を重く受け止めており、その責めは免れるものでないと考えております。

このことから、今般、私は、自らの責任を明らかにするため、任期中の3箇月間給料を減

額いたしたく存じます。

自らを律し、職員に服務規律の厳正保持の徹底を改めて指示し、かかる不祥事が再びおきぬよう努めて参る所存でございます。

また、湯崎地区漁港振興施設に関しましては、先の定例会でも議員各位からも多くのご意見とご指摘をいただいたところでございますが、町の当初からの取組が緩慢であったことに加え、その提案や説明内容のまずさによりまして、議員各位はもとより、指定管理者である南和歌山漁業協同組合様をはじめとする関係者の皆様にも多大なご迷惑とご心労をおかけしていることに対し、あらためまして、深く陳謝申し上げる次第でございます。

本議会におきましても、後ほどパラソル購入事業に関する議案を提案させていただきますが、皆様からのご指摘を率直に履行しながら、漁業振興施設の興起に職員一丸となって努めて参る所存でございますので、引き続き議員各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

それでは、提案理由につきましてご説明を申し上げます。

本臨時会において、ご審議をお願いいたします案件は、物品の契約に関する事項1件、条例の一部改正に関する事項1件であり、必要な議案を提出したところです。

議案第55号 物品購入契約の締結につきましては、漁業振興施設に設置するパラソルの購入について契約を締結したいので、提案するものでございます。

議案第56号 白浜町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、白浜町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては、私及び担当課長からご説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 農林水産課長 瀬見君（登壇）

○番 外（農林水産課長）

議案第55号 物品購入契約の締結について、議案書（P.1～3）に基づき、説明した。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

議案第56号 白浜町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について議案書（P.4～6）に基づき、説明した。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

引き続き、議案審議に入ります。

議案第55号 物品購入契約の締結について、質疑を行います。

11番 古久保君

○11 番

この入札5社を指名されて、指名競争入札という形で入札されています。その5社の中で田辺の業者、白浜の業者2社が辞退及び失格と。そのあと新宮の業者、和歌山の業者とJTBのこの3社で入札されています。その落札金額790万円でJTB商事が落札しております。あとの2社の金額、和歌山の業者については、1,750万円。新宮の業者については

1, 500万円、この入札の値段の差。3社が応札した値段の差はどこからきていると思いますか。これを入札調書は最終的には町長が精査されたと思いますが、この金額について不審は感じませんか。

それと、この入札は正常だと思いますか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

この5社の入札が正常かどうかということについては、指名競争ということで、指名業者を選定し、それによる競争を行ったというふうにとらえております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

そういう答えはありきたりの答えであって、それが指名競争入札というのは、この5社に対して同じ条件の仕様書を与えて、これ物品の購入ですから、金額的にこんなに差が、倍以上の金額になって応札するということはあり得ないんですよ。ということはあとの応札された2社についてはきちんと条件を通達されておりますか。品物に対するきちんとした提示をされていますか。当初からこのテントについては、ルガノという製品のテントを資料として我々いろいろと検討してきました、このメーカーありきで入札されているのか。それとも、これに対する同等品も入れて入札されたのか。一切このメーカーだけに絞ったのか、その辺お聞きしたい。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

指名業者を選定したあとには、入札の執行規定ということで、仕様書を閲覧ということでしております。その中では相当品ということでしております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

相当品という項目があるのであれば、この値段の差というのが出てきて当たり前だと思いますけども、この限定されたルガノという形で限定されて、JTBという商事会社がずっと以前からのつながりできている。これはこの入札した業者が言われているんですよ。値段を確かめたときに、この業者は早くからJTBさんが根回しされていますよ。JTBさんが湯崎漁港の現地まで調査して行って、いろんな計画をされていますよ。ですから、ほかの業者が入る余地がないんです。この入札が正当だと判断されるのか、私はかなり疑わしいところがあると思いますので、そういうことが当初からJTBありきで動いているのか。それによってお客さんを送ってやるというところまでできているのか。年間35,000人も約束してやるよというところの裏付けがこういうところにあるのか、その辺はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

業者の選定の理由といたしましては、白浜町に物品入札等の参加登録を行っている業者のうちテント、シート類の営業登録をしている業者で、パラソルの取扱いが可能かを聞き取り、選定を行ったものでございます。

適正な入札をしたと思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

これは入札じゃないんです。指名競争入札じゃないんです。これは業者ありきでできているんです。ですから、形としたら随契なんです。この業者しかないんですよ。ほかの業者が対応しようとしてもできないんです。そういう条件で固まっているんですよ。だから、行政側の判断として、この品物についてはこの業者でさせてもらいますよと。それから、これは輸入品ですよ。これ輸入品とあれば、在庫の状態もきちんと持っていなかったら対応できないんです。だから、6月30日に入札されて、納期がすぐに間に合うかどうか。事前に用意していなかったら間に合わないです。今月いっぱい間に合わないです。だから、こういう見え見えな入札をいつまでやられているんですか。これずっと白浜町はこういう形をやっているんです。業者の選定もきちんとできていないんです。昔からそうなんです。20年前もこういうことがあったんです。指名競争入札ってきれいな言葉です。公平・公正な入札行為ですが、ちょっと裏をさぐればこういう状態になっているんです。これを正していこうというお考えはございませんか。行政側のトップとして町長にお聞きします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今回の議員からのご指摘につきましては、私どもとしましては、物品購入契約の指名競争入札は適正に執行されたと考えてございます。その中で、疑いがあるとすれば、我々のほうでもう一度今までの経過も含めて過去においてもそういったことがあるというのであれば、ご指摘いただければ、それについても調査をいたしますけれども、今回につきましては、指名競争入札の中で適正に実施されたと私どもは考えております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

ここに入札に私は疑義をとнаえていきますけれども、今後この入札のあり方を行政側の皆様方で真剣に町民の方々とも話し合って、そして指名競争入札ということは3月の末までには指名競争入札の届を業者の方が出すんです。それによって皆さんが選考委員会にかけて業者の選定をされるんです。その中で、公平・公正に入札されるでしょう。その姿をきちんと出していただいて、同じ条件で物品の入札で倍以上の値段が入っているこの異常な状態を皆さんはそこに座っていて何も感じないというのは恐ろしいですよ。常識では考えられないですよ。こういう業者を指名に入れるあなた方の態度、考え方を問われるんです。その辺きちんと腹にすえてこれから取り組んでいただきたいと思います。

○議 長

当局の姿勢について。

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

今ご指摘いただきました件につきましては、庁内で検討させていただきますし、今後できるだけ皆様方のご理解をいただけるような入札の制度にのっとり今後進めてまいりたいと思います。

○議長

1番 溝口君

○1番

今、古久保議員がご質問されて、私の知らないことがありましたので、素朴な疑問です。

確か先だつての議会ですったもんだありました。結局パラソルにつきましては7対6で可決したわけですけども、その補正予算につきましては、町の予算額は950万円と記憶しているわけですけども、落札をされたJTB商事さんは範囲内の850万円であると。しかし、残りの2社については1,000万円を超えた、1,500万円、あと一千何百万円ですか。当初から町の予算は950万円であるという形で明記をされているのに、なぜ2社が1,500万円近くの金額の入札を行われたのかどうか、私は疑問に思うんですけども。町の予算はあくまでも950万円であるという形で補正予算を可決しているわけです。しかし、入札をした結果、5社のうち2社がどういうわけか失格というか辞退になって、残り3社でやられて落とされた1社のJTB商事さんが範囲内の850万円。残り2社が町の予算である950万円をはるかに上回るって1,500万円近くの入札をされること自体が解せないんですけども、そこら辺どうなんですか。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外(農林水産課長)

今回物品の発注につきましては、予定価格というのを記入しておりませんので、金額はわからない状態での入札となっております。

○議長

1番 溝口君

○1番

しかし、それはおかしくありませんか。補正予算で町当局の予算は950万円であると。しかし、所長の答弁でしたら、予定価格についての公表はされていないと。しかし、町では950万円の予算であるとはっきりと補正予算で通しておるわけです。それを業者に明確に知らせてすべきではないんですか。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外(農林水産課長)

予算については指名した業者には伝えておりません。

○議長

1番 溝口君

○1番

それはおかしいのではないんですかと聞いているんですけども。

○議 長

休憩します。

(休憩 14 時 30 分 再開 14 時 37 分)

○議 長

再開します。

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外 (農林水産課長)

今まで予算に対する公表はしたことがありません。工事については予定価格を公表しています。町の予定価格というのは予算以内で定めております。入札のときに封を切って、それ以内かということで、それで落札となります。

先ほど言われました失格というのも当然予定価格を越えると失格となります。失格となると再入札ということになります。全員が失格となればです。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

5社が失格になったとしたら、これは業者を入れ替えせんならんでしょう。元の業者だけで再度入札ということはできない。それだけ入札というのは大変なんです。その辺をわかってやってもらわなったら。業者組み替えて、5社よって出してきたんでしょう。これがもし失格となったときに業者ないでしょう。どうするん、どこから呼んでくるん。そんな状態が出てくるので、これは例えの話やけど、そういう答弁をしていたら、この入札というのは改まらないから、なんとか改めてくださいよということで、皆さん方をお願いしているのであって、もうこれ以上追及しませんので、よろしく申し上げます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

ということは、一般の建築土木につきましては、上部の県も白浜町も予定価格を公表していますけれども、最低制限価格については今のところ引いてはなかったと思うんですけども、物品購入のこういった入札制度につきましては、予定価格の公表はしていないという白浜町の現状と把握したらよろしいのですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外 (農林水産課長)

はい、その通りでございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

今回いろいろ議案審議の中でも修正動議が出た案件でありますので、こういったものにつきましては、入札で落とされた業者と落とされていない業者の金額が倍近いと、どうしてもこの業者が当初から手配をしておったのではないかと常識的に考えられてもおかしくないと思はるわけですから、こういった誤解を与えないような入札の制度をつくっていた

だかないと、補正で通った予算は950万円。JTB商事さんは当初からこの予算を知っていたのかなと思うわけです。それでJTBですから全国ネット、世界ネットありますから、その中で手配をされておった。そこに新たにほかの2社か3社はそういったネットがないから当初からこうした輸入品を扱うについては当然JTBさんのような世界規模の会社が輸入代理店を通じてやった場合、1,500万円にならざるを得なかったと。最初から結果ありきでひょっとしたらこの入札をされていたのちがうかなと町民の方に思われても不思議ではないんですかと。

ですから、今後はそのような誤解を与えるような、また誤解を与えられるような制度、入札については、より慎重にやっていただかないと。補正で通った予算は950万円と決定しているわけですから、物品購入についても町の予算の上限は950万円と公表すべきではないんですか。それとも、一律とは言いませんけども、その場面、場面というか物品、物品によっては最低制限価格というか予定価格は公表しないと、一本でいくからこういう特殊な製品になった場合、今回のような誤解を与えるような結果になるのではないんですか。今後はその点を加味して物品購入についても対応をしていただきたいと思います。

○議 長

7番 水上君

○7 番

予算は950万円が入札があったわけですが、この仕様書というのはどこまで出されましたか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

手持ち資料がございませんので、調べさせていただきます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

それは後ほど教えてください。

これは、前回議会に資料として出されたものの中に、パラソルのメーカー、そして大きさをすべて提示されたわけです。そこで予算が通って思うんですが、3社の入札の金額の相違がすごいではないですか。公平に情報がもし指名業者にいっていただければ、こんなに差が出ることがないと思うんです。なぜならば、パラソルのメーカーを明示しているのか、仕様書がもっとしっかりしたものであれば、ほぼ同額くらいが出てきてしかりだと思うのです。なぜかと言いますと、前回提示されたパラソルの商品についてはホームページにも出ていますので、定価で計算しても、パラソルと移動式のベースを一組として見た場合の試算においても、1,500万円や1,700万円という金額が出る道理がないんですよ。だから、どういう仕様書を出されたんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

仕様書は物品購入平成26年度農第1号という仕様書があるんですけども、これによって

こんな製品で納入してください。納入場所については何番地、納入期限については20日まで。その他上記の機種と同等機種以上は可とすると、その他の項目の中に書いて、仕様書としてこれで閲覧してもらっています。

○議 長

7番 水上君

○7 番

確認します。今日の資料にも付けていただいています。こういうパラソル概要という、メーカーまで指定したようなものがそこに出されているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

その通りです。

○議 長

7番 水上君

○7 番

そしたら、3社のうちの2社の価格がやはりちょっと理解できない。というのは定価で計算してもそんな金額になりません。この間議会で説明していただいたときには、70パーセントくらいで商品が流通しているんだということの中で950万円という数字が出て、その説明を私たちは受けたんです。だから、それを見ても担当課はおかしいと思いませんか。この入札が適正であるかと先ほど古久保議員が指摘されておりましたけれども、そこら辺は指摘されるなど私も見ていて思うんですけども、その辺どう答えますか。

私も町民の方に説明責任あります。あの議決以来、いろんな電話もかかってきます。やはり私も賛成したからには説明しているんです。誘客が図れるんだと。もちろん検証もしたいということを行っていますから、責任あります。ですから、そのことについて今私が質問したことについて答弁願います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

仕様書のとおり製品としてはこんな製品ということで金額を抜いた格好で提示しているので、それによって金額を入れるということになるので、中身を当然定価というのも調べていると思うんですけども、ただ納入にあたり、運送費とかいろいろこの辺の条件によって見方が変わってくるのではないかとはいっております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

今の説明でしたら、前回にも搬入であるとか運搬費を算出した中で見積もりが上がってきっていたと思うんです。だから、その辺苦しい説明ではないのかなと思います。やはり、その辺を指摘できないのかなと思うんです。

それと、公平な情報が提供されていないのかなと今思いました。先ほど来、皆さんから指摘されていますけれども、このあり方というのは町の姿勢が問われると思うんですが、町長答

弁ください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

指名競争入札による今回の業者がどういう意図でどういう目的でいくら入れたかというのは我々知る由もございません。それは業者の責任において、金額を1,500万、1,700万円ということで仕様書に基づいて今回の金額を入札されたと思います。ですから、これについて我々は指導も何もできませんし、当然どういった経緯で入札されたのかというのは業者さんに聞かないとわかりませんので、その点についてはいろんな考えがあるかと思いませんけれども、私はこの中で失格の業者があったり、あるいは予定価格をはるかに上回るような金額で入札されていたとしても、これはそのときの入札の業者がそういう道を選んだわけでしょうから、とやかく私は言えないと思っています。

ただ、全体的にこのことがもう少し言いますと、物品購入契約については、予算は公表していませんので、予定価格というか、工事については当然予定価格を公表するケースがありますので、その辺も含めて今後総合的に入札制度のあり方というか、もう少し庁内で精査してよりよい姿といたしますか、入札の制度、あり方をこれから調査をして、農林だけではありませんので、建設課でも検討していきたいと思しますので、今回につきましては、あくまでも公正・公平しかも厳正に適切に行われたと、執行されたと私は理解しております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

今町長が言われますように、入札額はわかりません。業者がいくらくらいで入れてくるか。でも、このような仕様書が、そしてメーカーの名前まで、商品名まで入ったようなものがあると、おのずと金額というのは開けてみないとわかりませんが、やはりそこがどうだったのかなと思うわけです。だから、先ほどから言われていますけれども、どこかで金額が漏れていたのではないかというような話も出ていましたけれども、やはり公平な情報提供というか仕様書の提供ができていたら、こんなに差額があるような入札額が出てこないと思うので、今後入札に関してはある程度この辺のことも踏まえて、白浜町もうちょっと今後の取り組みについて考えてほしいです。

これ私は説明しにくいです。1,500万や1,700万の金額が出てきたら、倍ほど違う。開けるまでわからんのはわかります。どこでどう試算、業者さんもプロですから、どういうふうにして大きな差額が出てきたのかということで、やはり仕様書の提出の仕方もあると思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

その辺り検証できていない部分もございませぬけれども、やはり入札のあり方そのものに関わってきますので、担当課を中心に再度精査しまして、よりベストな、町民の皆様にご理解いただけるような入札を心掛けたいと思います。

○議 長

12番 南君

○12 番

もう一度お聞きしたいんですけども、先ほどから当局側は予定価格を公表していないということなんですけども、我々議員も丸つきり知らなんだとかというなら別ですけど、我々はもちろん議決していますし、これは公然の事実なんです。954万円だったと思うんですけども、それで公表していない、公表していないで済むと思うんですか。普通どういう商売でも最低限商売人として入札するんだったら、これくらいの資料は持っているはずなんですけども。再度聞かせていただきたいと思うんですけども、公表していないと言ってもこの金額は既定の事実と違いますか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

予算書の950万円につきましては、業者にしてもすべて閲覧できますので、そういう手続きも業者がしていないということになると思います。知ろうと思えば知れますので、その手続きが出来ていなかったのかなと思います。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

今の答弁ではっきりしたと思いますけれども、要するに5社のうち1社しか正念入っていない。あとの4社は全然正念が入っていないです。入札しようという気もない。仕様書をきちんと精査して、きちんとした見積もりをしよう。見積もりをして入札に臨もうとする姿勢がないんです。町長、入札調書というのがあるんですから、それを町長は最終的に見られるんでしょう。業者がどういうふうに見積もりしたかわかりませんというふうな答弁をされたら困ります。調書はあとで町長がそれを見て、この業者はなんと。こんな金額とはどういう見積もりをしたんだと。そこに不審を抱いてもらわないと。そこで今度、来年度、指名の申し入れがあってもこの業者はやめまじょうと、態度が悪いと。やはりそういうところからチェックしていかなかったら。それが本当に町民のためのお金を使うんでしょう。こんな無駄なお金の使い方をされたら困るんです。そこら町長、最終的に決断されるんですから、この調書を見て、これどうな、不審を感じるなど、そこへ目を向けてほしいんです。そうしなければ、こういう業者がはびこってしまいます。関係なかったら適当に値段入れておこうと。これ、見え見えなんです。これをいつまでも許していたらだめだということ先ほどからお願いをしているんです。よろしくお願います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

入札の中身につきましては、私どもはやはり結果が出るまではまったくわかりませんので、それにつきましては、事前にどうこうは当然出来ませんし、我々の中で結果としてこの金額で入れたという意図も背景もわかりません。ただ、その中でこれはちょっとおかしいのではないかという皆さんの疑問というのもわからないでもないですから、この辺はもう少し時間をかけて、お時間をいただいて検証をしてみたいと思います。

○議 長

1 1 番 古久保君

○1 1 番

最後に、仕様書を議員に提出をお願いしたい、要望したいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長

1 3 番 玉置君

○1 3 番

少し確認をしたいんです。私どもこの前パラソルの購入の予算について議決しました。際どい議決だったんですけども、その説明の全員協議会の中で、大手旅行社が何万人か呼んで来てくれると。ではこの白浜の施設でおもてなしをする中で、どうしたらいいんなよという中で迷った議員もいると思うんですよ。ですから、町の姿勢としては、その施設のためだけでないと、よく皆さんにわかりやすく言っていただきたいんです。そうではなしに、大手の旅行会社が呼んで来てくれるお客様に対しておもてなしをするんだという考え方なのか、その設備をする意義をもう一度確認したいと思います。

そして、また大手旅行社が何万人と白浜に呼ぶという企画があると我々は説明を受けました。それは確かに大手旅行社の信義に基づいて本当にこれは呼んでこられるものなのか。その確信はあるのか。その辺りのことをわかっている程度でいいですけども、ご披露していただきたいんです。決まった後の話でうだうだ言うなというかわからんけども、これは確認をとっておきたいんです。私、賛成にまわりましたけども、何もあの施設を充実させようと、その施設は白浜町の施設ですから、その施設を充実させるのは何も委託契約先のためではないんだと私はそのつもりで賛成に投じました。わざわざ白浜に来てくれるお客様にあの地域でおもてなしをするんだと。太陽がさんさんと照る8月に、テントも何ものなしにお客さんどうぞ来てくださいよとは言えないだろうという気持ちから私は賛成しましたけども、その辺の確認と、大手が本当にそういう働きかけを今後強めてくれるのかということをおわかっていたらそれも含めて。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この施設のパラソルにつきましては、やはりJTBさん、あるいは日本旅行さん等からのお客様が今回いろんな旅行商品を通じて来られるということも一つの理由でございますけれども、それだけではなしに、これは町の施設の中のパラソルがすべてのお客様、町民にも必要であるという押さえて、今回設置するものでありますから、当然すべてのあそこに訪れるお客様のためにということでございます。昼食をとる、あるいはお土産を買う、休憩をする、そういったすべての方々のために設置するほうがベストだということで、今回は設置するものでございます。

それと同時に、JTBさん、日本旅行さんからは一定の、JTBさんで言えば1万5,000人くらいの集客の予定があると聞いておりますので、その辺どこまで我々がフォローできるかということもございまして、やはりそれに期待をしたいと考えてございます。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番外（観光課長）

議員さんに言っていたこと、私も実はJTBの担当者とやり取りをさせていただきたまして、企画も確認をさせていただきました。先般の懇談会の際に説明させていただいたように、要は、夏場に来られる3万5,000人の方をいかにフィッシャーマンズワープに持ってこれるかということが私ども観光の勝負でございます。そのためにはJTBの担当者も言っていたように、屋外にそういったスペースが当然必要であるということをおられまして、そういったことで私どもとしましても、そういったところに期待をさせていただきます。

あと、今回実はディストネーションキャンペーンということで、観光課の職員も今日も2人が北陸、大阪でキャンペーン。それから、旅行社を回らせていただいております。そういったところを回る中でも、やはりフィッシャーマンズワープのこの事業については、いつもパンダとかそういったことを説明させていただくんですけども、そういった中でもフィッシャーマンズワープのこういった施設については非常に興味をもって聞いてくれるということで、今回こういったパラソルをやって、そういった団体様を特に屋外に呼べるということが成り立ちましたら、当然JTBさん、それから、ほかの業者についてもどんどん送り込んできてくれると解釈させていただきます。

それと、先ほどの物品購入の金額の件で、私もこれ町内の業者さん、私ども観光の所管になりますので、そういったことで1つ例に挙げますと、こういった入札をする場合にやはり先ほど農林の説明の中ではルガノということも仕様書の中で当然入れていると。これについては同等品が可能であるということもするんですが、やはりそれぞれ業者のパイプというのがあるんです。例えば、パソコンであれば、東芝の製品を扱うところもあればNECのパソコンを扱うところもある。そういった中で、パラソルというのは非常にごく稀な商品ですから、そういった系統の中で取扱い商品の同等品がこのルガノでなしに、通常を取り扱い先の部分を使った場合、やはりそういったことで莫大な定価を上回るような金額で入ってくるという場合がございますので、その業者がやる気があったか、やる気がなかったかという辺りはお勘弁いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

13番 玉置君

○13番

ひとつお願いなんですけども、この施設の2階部分にパラソルもかなりあるんですが、このパラソル白浜町のフィッシャーマンズワープの建物、白浜町の所有ですね。あれを充実させることによって、あの湯崎の地域にお客様を呼ぶんだという発想でやっていただきたいんです。フィッシャーマンズワープをはやらすためにやるんだといたら、なんなよとなりますよ。あそこにパラソルをするのはたくさんお客さんと呼んでくれるというから来てくださいね。でもこの地域ですよという考え方のもとにこの事業を進めてほしいんです。フィッシャーマンズワープを儲けさすためだけだという考え方はやめていただきたい。

○議長

番外 観光課長 古守君

○番外（観光課長）

私の説明の仕方がまずくて大変申し訳ないです。フィッシャーマンズワーフを核としまして、当然地域、白浜町内に多くのお客様が来ていただけるという意図でやっておりますので、先ほどの私の説明が言葉足らずで申し訳なかったです。

○議 長

7番 水上君

○7 番

今の観光課長の説明の中でちょっと私は違うのではないかと思いましたが、言わせてもらいます。

先ほど業者がパイプがあるので同等品で、もうちょっとパイプのつながったところが高いものを出してくる場合もあると言いましたでしょう。商売人はそんなことしませんよ。仕様書があって、金額がわかるわけです。ホームページに出ていますから、定価が出ているわけでしょう。それより高いものを探してくるはずがない。それで、落ちるはずがない。だから、そんなことしません。その説明に私は納得できませんし、先ほどから言いましたけども、定価よりも高い入札額が出ているというのがおかしい。だから、そこら辺は入札のあり方は今後改めて検討していただきたい。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第55号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 白浜町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第56号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第56号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第5 発委第8号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・
観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第6 発委第9号 閉会中の継続審査申出書 (観光建設農林常任委員会)

○議 長

日程第5 発委第8号 閉会中の継続調査申出書、日程第6 発委第9号 閉会中の継続
審査申出書を一括議題とします

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続す
ることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審
査を継続することに決定しました。

これをもって、平成26年第3回臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成26年第3回臨時会をお願い致しましたところ、議員各位には、鋭意ご審議を
頂き、誠にありがとうございました。

議員各位からのご意見やご提言を十分に踏まえながら、行政の運営に副町長をはじめ、職
員共々、全力を尽くしていく所存でございます。

今後とも、議員各位のご指導、ご支援を賜りますよう、宜しくお願いを申し上げます、
簡単ではございますが、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。お諮りします。

本日をもって白浜町議会平成26年第3回臨時会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成26年第3回臨時会はこれをもって閉会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、 15 時 10 分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 7 月 3 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員